

ブラウブリッツ秋田 e-CUP 2020 大会規約

1.初めに

1.1 大会の運営・管理および大会運営

- (1)「イベントタイトル」(以下、「本催事」という)は、ブラウブリッツ秋田より委託を受け、秋田県eスポーツ連合(以下、「大会運営」という)が運営・管理を行う。
- (2)大会運営は、ルールで定める内容を遵守して本催事を進行するほか、ルールに定められていない内容が発生した場合、またはルールを適用することが著しく公平性を欠く結果となる場合の裁定権を有す。

2.選手

2.1

- (1)選手とは、本催事の試合に出場することができる者を言う。
- (2)本催事の試合に出場するためには、本規約の定めるところにより大会運営の承認を得る必要がある。
- (3)参加選手は、必要に応じて大会運営が指定する書類および書類の写しを大会運営に対して提出しなければならない。
- (4)大会参加申し込み時に登録したプレイヤーネームと、大会当日のプレイヤーネームは同じでなければならない。未登録のプレイヤー名が参加していることが試合開始前に発覚した場合、そのプレイヤーは試合することができない。
試合開始後に発覚した場合、両選手合意があったと見なし罰則等はないが、異議が出された場合その後の試合には参加する事ができない。

2.2 参加選手の義務

参加選手は、以下各号の義務を負うものとする。

- ・定められた全ての試合に参加すること。
- ・会議その他本催事を運営する上で必要な大会運営指定の打ち合わせに参加すること。

3.参加資格

3.1 選手の参加資格

選手は、以下の参加資格を満たしている必要がある。

- ・本規約に同意し、遵守すること。
- ・本催事および試合の進行が日本語で行われるため、日本語で大会運営とコミュニケーションが取れること、又は大会運営とコミュニケーション可能な通訳を同伴可能であること。
- ・大会運営より大会出場禁止処分を受けていないこと。
- ・RMT(リアルマネートレード:ゲーム内で手に入れをアイテムやゲームアカウントを他

のユーザーと実際の金銭や金銭に変わるもので取引をすることをいう)を行ったアカウントを使用していない事。

4.禁止事項

参加選手は以下に該当する行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならない。大会運営は、以下に該当するまたはそのおそれのある行為について、第三者をして行わせた場合についても、参加選手の違反行為とみなすことができる。

- ・本規約、別途大会運営が定める規程、およびその他各種法令に反する行為を行うこと。
- ・大会運営の本催事運営上必要な指示、要請に従わないこと。また、本催事の運営を意図的に妨害すること。
- ・大会運営の本催事運営上必要な質問に適切に回答しないこと。また、大会運営に虚偽の申告をすること。
- ・反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずるものをいう）、または反社会的勢力と密接な関係を有する者と関係すること。
- ・対戦相手、他の選手その他の第三者との間で、対戦中のプレイ内容に関して何らかの約束をすること。
- ・故意に敗北するよう他の選手に働きかける、またはその働きかけに応じて故意に敗北すること。
- ・試合中に、試合相手や本催事運営スタッフ以外の者と、大会運営の許可を得ずコミュニケーションをとる、または試合の助言を受けること。
- ・試合中、観客等外部の人に話しかけること。
- ・試合中、ゲーム『FIFA 21』または『eFootball ウイニングイレブン 2020』以外の情報を閲覧する、または試合に必要な機材以外の電子機器（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット PC など）を操作すること。
- ・クライアントの脆弱性や不具合、ゲーム内バグを故意に利用すること。
- ・本催事期間中または期間外において、卑猥、差別的、攻撃的、その他公序良俗に反する不適切な言動をすること。
- ・SNS、その他ソーシャルメディアにおいて、本催事、およびゲーム『FIFA 21』または『eFootball ウイニングイレブン 2020』の信用を失わせるような言動を行うことならびに他の参加チームに所属する選手に対する暴言、ハラスメント行為、暴力、煽り行為その他非紳士的行為を行うこと。
- ・大会運営の許可なく、特定企業や商品のPR活動を行うこと。

5.大会の進行について

5.1 集合

- (1)試合に参加する選手は、大会運営が指定する時間までに、指定の場所に集合しなければならない。
- (2)日程およびタイムスケジュールに関しては、参加選手による変更は受け付けない。
- (3)運営上の理由からやむを得ない場合、大会運営の判断で日程およびタイムスケジュールを変更することがある。
- (4)運営が指定した時間までにチェックインを行っていないチームは、棄権とする。
試合開始の5分前までに試合を行うチームは指定した会場に全員待機しなければならない。
- (5) 試合開始時間になってもチームが揃ってない場合、運営に遅刻者の状況報告を行い大会運営に報告しなければならない。
- (6) 状況確認を行い、運営が試合開始時間から10分の猶予時間を設ける。
- (7) 10分経っても指定した会場にチームメンバーが全員いない場合は『不戦敗』となる。

5.2 試合中のトラブル

- (1)ゲーム成立前（ゲーム成立とはBan & Pickが全て完了した状態）に通信の切断や端末の動作不良などにより、試合の開始・続行が不可能になった場合、不可能になった時点までの設定を保持して再試合を行うことがある。
- (2)ゲームの成立後であっても、試合中に致命的なバグが発生、または大会運営が不公平な環境的状况（悪天候や許容できない安全上のリスクなど）が存在し当該試合の続行が不可能であると判断した場合、再試合を指示することがある。また、試合の続行が不可能になった時点で一方のチームが他方のチームを圧倒していた場合、大会運営の判断により一方のチームの勝利を宣告することがある。なお、再試合時には続行不可能になった時点までの設定は保持されますが、設定の保持が現実的でない場合には設定は保持されないものとする。
- (3)正当な理由なく異議を述べ、大会運営が試合の進行を妨げるものと判断した場合は、大会運営は当該選手に対して「8. 罰則」に定めるペナルティを課す事ができるものとする。
- (4) その他の理由で当該試合の続行が不可能となった場合、大会運営が協議の上で対応を決定し、理由を公開した上で無効試合にする場合がある。
- (5)選手は、大会運営の決定や判断に従うものとする。

6.プレイヤーの反則行為

以下の行為は反則とみなされ大会運営の裁量により罰則が科されます。また、反則行為については大会運営による単独の裁量で認定し、罰則を付与することができる。

- ・手抜きプレイや意図的な敗北の働きかけなどを行うこと。
- ・ゲーム『FIFA 21』または『eFootball ウイニングイレブン 2020』への改造行為（ハッキング）。
- ・ゲーム中に観戦モニターを見る、または見ようとする行為。配信されている試合を見る行為。
- ・別のプレイヤーのアカウントを利用して出場するなりすまし行為。
- ・ゲーム中（Ban & Pick 時も含む）の故意の回線切断、ゲームアプリの終了。
- ・冒瀆および差別的な発言。
- ・破壊的な言動・侮辱。
- ・オフライン大会時の他者、もしくは機材への攻撃的な行動。
- ・ゲーム中にメール、SNS、その他の不正な通信を行うこと。
- ・嫌がらせ、性的嫌がらせ。
- ・差別および中傷。
- ・犯罪行為。
- ・不道德行為。
- ・未許可の情報公開。
- ・大会運営によるプレイヤーの言動調査を妨害する行為。

7.罰則

- (1) 本催事に参加する選手が本規約及び、別途定める倫理規範に定める事項に違反したと大会運営が認めた場合、大会運営は選手に対して、以下に定めるペナルティ（罰則）を与えることができるものとする。
 - ・警告(今後の大会への参加に対して参加を断る可能性がある)。
 - ・当該選手が参加する全ての試合（現に行われた試合及び大会中行われる将来の試合の全てを含みます）の敗北宣言。
- (2) 具体的な罰則については、悪質さ、影響の大きさなどその他諸般の事情を総合考慮し、大会運営がその裁量により決定するものとします。なお、同一のチームおよび人物が繰り返し規約に違反した場合、大会運営は、より重いペナルティを与えることができるものとする。
- (3) 大会運営は前二項により与えたペナルティを、公式ウェブサイト上などでその内容を公表できるものとする。

8.一般規定

8.1 免責事項

- (1) ゲームおよびゲーム機器等のトラブルや天災等その他不可抗力により、やむを得ない事情が発生した場合、大会運営は試合および本催事を延期・中断する場合があります。

- (2) 前項の事由により、本催事で生じた損害や不利益については、大会運営は選手に対して一切の責任を負わない。
- (3) 選手間で生じたトラブル、選手が本規約に違反したことにより生じた損害や不利益について、大会運営は、大会運営の指示や対応に重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

8.2 肖像権および個人情報の取り扱い

- (1) 選手は、その肖像、氏名、ゲーム内ネーム、学校名を含む芸名、年齢および自己紹介などの情報（以下、「肖像等情報」といいます）が、大会運営および大会運営の委託を受けた第三者が作成する動画、ウェブサイト、本催事関連の広報物、報道ならびに情報メディアにおいて使用される可能性があることを了承するものとする。ただし、選手の氏名の情報を使用する場合は、選手本人から事前に許可を得た場合のみとなる。
- (2) 選手は、前項に定める他、肖像等情報について、大会運営および大会運営の委託を受けた第三者が制作する印刷物、ビデオおよび情報メディアなどにおける商業的利用を承諾するものとする。

10.秘密情報の保持

- (1) 選手は、大会運営の事前の承認なくして、大会運営との契約を通じて知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の秘密情報（本催事運営に関する情報も含み、個人を特定することができる個人情報を含みます）を公表もしくは第三者へ開示してはならず、また本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- (2) 前項の定めにかかわらず、以下各号に該当する情報については前項の適用外とする。
 - ・取得した時に、既に公知となっている情報。
 - ・取得した後に、取得者の責によらずして公知となった情報。
 - ・正当な権利を有する第三者により、守秘義務を負うことなく開示を受けた情報。
 - ・秘密情報によらずして、独自に開発した情報。
 - ・大会運営との協議の上、秘密保持の対象としないこととした情報。
- (3) 本条の規定は、本催事終了後も有効に存続するものとする。

11.規約の変更

- (1) 大会運営は予告なく本規約を変更する権利を有する。
- (2) 規約が変更される際は、大会運営は各選手に事前に通知するものとし、公式ウェブサイト等適宜の手段で告知するものとする。
- (3) 変更後の規約は、前項の告知の時点をもって発効するものとする。

附則

2020年11月12日制定、同日施行。